

1 総則

(1) 目的

本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。しかし、いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。このように、いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある重要な課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為をしたり、悪質な他者への差別行為を許容したりする社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

このようにいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、「京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）」に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

ア 国における検証（課題意識）及び「基本方針」改定の概要

※ 国の「いじめ防止対策協議会」における推進法施行状況に関するとりまとめから要約して抜粋

検証（課題意識）※	「基本方針」改定
(1)いじめの認知 ・いじめの認知件数に係る都道府県格差：約20倍 ・いじめの認知件数が0件の学校：全体の37.9%（平成27年度調査）	○いじめ定義の解釈の明確化 これまでいじめから「けんかは除く」とされていたが、「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
(2)学校のいじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という） ・学校基本方針が教職員を含めて、児童や保護者、地域等に周知されておらず、学校基本方針に基づく対応が徹底されていない。 ・学校基本方針が策定されたまま、見直しが行われていない。	○学校基本方針策定の意義を徹底し、内容を充実 「学校基本方針」策定の意義の徹底と中核的な内容（「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定、校内研修の実施等）を明示。 ○学校基本方針の実施状況を学校評価の評価項目へ位置付け、PDCAサイクルを促進 学校基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、その達成状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。
(3)学校のいじめ対策組織（以下、「いじめ対策組織」という）及びいじめの情報共有 ・いじめ対策組織が、単なるいじめの情報共有の場となっており、いじめの問題に中核的に取り組む組織として十分に機能していないケースがある。 ・担任教員がいじめを抱え込み、いじめ対策組織で情報が共有されず、重大な結果を招いた事案がある。	○「いじめ対策組織」の役割やあり方を明確化 「未然防止」「早期発見・事案対処」「学校基本方針に基づく各種取組」などの役割を明確化し、自らの存在及び活動内容が児童生徒及び保護者に、認識してもらえる取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。 ○教職員がいじめを抱えこまないための取組の徹底 教職員がいじめの情報をいじめ対策組織に報告し、組織的に情報を共有することの重要性とともに、教職員がいじめに係る情報を抱え込むことは法の規定に違反し得ることを明記。

(4)いじめの未然防止・早期発見 ・道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する。	○児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動等の推進 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会、生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等を推進する。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置と積極的な周知の促進 児童生徒から活用されるよう、その取組の周知を徹底し、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒保護者に伝える取組を行う。
(5)いじめへの対処 ・いじめが解消に至っていないにも関わらず、謝罪をもって解消とし、支援や見守りを終了するケースがある。	○いじめの「解消」の定義を明確化 いじめが「解消している」状態について2つ要件を示し、解消に至るまで必要な支援等を継続する。 ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間は止んでいること。 ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 *期間は目安であり、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する必要がある。
(6)重大事態への対応 ・いじめの被害者やその保護者が重大事態であると申し立てたにも関わらず、直ちに重大事態として扱わないケースがある。 ・重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されなかったりするケースがある。	○児童生徒・保護者から申立てがあった場合の対応の明確化 「いじめにより重大な被害が生じた」と児童生徒又は保護者から申立てがあった場合、その時点で学校が「そうではない」と考えたとしても、いじめの重大事態が発生したものとして報告・調査をすることを明確化。 ○重大事態の調査の進め方について新たな「ガイドライン」を国が作成 ・調査組織の設置 ・被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等 ・調査の実施 ・調査結果の説明・公表 ・個人情報の保護 ・調査結果を踏まえた対応

イ 本市の現状分析

○いじめの認知件数

	平成26年度		平成27年度	
	認知校数	認知件数	認知校数	認知件数
小学校	84校	181件	120校	318件
中学校	32校	85件	61校	200件
高等学校	1校	2件	6校	19件
総合支援学校	0校	0件	2校	10件
計	117校	268件	189校	547件

○いじめの発見のきっかけ

	平成26年度	平成27年度
学級担任	15%	20%
本人	18%	21%
本人の保護者	42%	27%
本人以外の児童生徒	5%	9%
本人以外の児童生徒の保護者	10%	7%
その他	10%	16%

○学校での取組

①「学校基本方針」の策定

「学校基本方針」を全校策定し、ホームページに掲載

②校内委員会「いじめ対策委員会」

法第22条に規定する「いじめ対策組織」として、スクールカウンセラーも構成員に入れた「いじめ対策委員会」を市立学校全校に設置

③いじめの未然防止のための取組

道徳教育、人権教育の充実、児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動等）

④相談しやすい環境づくり

全校に配置されているスクールカウンセラーの活用、教育相談の実施、いじめの記名式アンケート年2回実施等

○学校が実施する施策

①「学校基本方針」に基づく取組の充実・徹底

項 目	内 容
①学校基本方針に基づく取組の徹底と点検・評価・改善	・学校基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画等を定める。 ・各校がいじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。
②児童生徒、保護者等への周知	・入学時・各年度の開始時には、児童生徒、保護者等に方針やいじめ対策委員会の役割等を説明し、理解と協力を得るよう努める。

②組織的な対応と適切な初期対応の徹底

項 目	内 容
①いじめ対策委員会の役割の明確化と組織的かつ実効的ないじめ問題への対応の徹底	・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したり、いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。 ・いじめ対策委員会の役割：未然防止、早期発見、事案対処、取組の検証等。 ・いじめの未然防止、いじめを許さない環境づくり及びいじめの早期発見のため、いじめ対策委員会の役割、構成員等について、児童生徒や保護者へ周知を行う。
②アンケート結果の共有と活用	・アンケート結果については、児童生徒に丁寧な聴き取りを実施し、各クラスや各学年間だけではなく、いじめ対策委員会で共有し、各校におけるいじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。
③丁寧な事実確認・聴き取りの徹底	・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取る。更に、周囲の児童生徒からも聴き取りを行うことやアンケートを行うなどの方法が考えられる。 ・いじめの事実確認においては、いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間等だけではなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。
④学校と教育委員会の連携	・重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。

③いじめの解消の定義の明確化

項 目	内 容
解消の定義の明確化	・いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。 ①目安として少なくとも3カ月以上いじめに係る行為が止んでいること。 ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) 基本理念

《いじめ防止のための基本的な方向》

1. 「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの生徒にも、どの学級・部活動等でも起こりうる」ことを十分に認識して、教職員をはじめすべての関係者が連携していじめの未然防止とその解消にあたる。

《早期発見・早期対応》

2. 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、各種の調査やいじめについてのアンケートを実施するとともに、保護者面談や教育相談等を通して生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受けとめる。

《いじめを許さない学校づくり》

3. 「いじめは決して許されないことである」という意識を、すべての教育活動を通して生徒ひとりひとりに徹底する。また、自己有用感を高めるための取組を積極的に実施する。さらに、情報モラル教育の充実に努めるとともに、京都嵯峨学園内の小中連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。

《地域・家庭・学校と連携した取組と京都嵯峨学園の活用》

4. 地域をあげて子どもを守り育てるために、家庭や学校、京都嵯峨学園運営協議会や地域生徒指導連絡協議会を中心とした諸団体、さらに関係機関が連携し情報交換の行動連携に努める。

《学校の役割》

5. いじめの問題の解決にむけて、いじめ対策委員会の充実をはかるとともに、上記の1～4が機能しているかを定期的に点検し、その評価をもとに、より実効性のある取組を実施していく。

2 基本的施策

2 いじめの対策委員会

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

ア 委員会名

いじめ・不登校対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭・生徒指導主任・いじめ対策係・養護教諭・各学年主任・スクールカウンセラー

ウ 開催時期

＊会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

エ 委員会として取組内容

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・教職員の「いじめ」についての共通理解と意識啓発
- ・未然防止の取組の推進
- ・教育相談や個人懇談での相談の集約
- ・いじめについてのアンケートの実施、集約
- ・生徒や保護者、地域に対する情報収集と情報発信
- ・いじめ事案への対応
- ・年間取組の予定の立案と運営、及び検証と改善

オ 生徒・保護者への周知方法

- ・全校集会での周知徹底指導
- ・学校説明会での発信
- ・参観日での発信
- ・PTAの集会等での発信
- ・地域生徒指導連絡協議会での発信
- ・学校ホームページでの発信

(2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・すべての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業への改善
- ・学習における約束，ルールづくり
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・学ぶ集団づくりと社会適応力向上についての指導

イ 道徳教育，人権教育の充実

- ・毎日の生活の中で必要な人間関係や，よりよい生活を学べる環境づくり
- ・「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの生徒にも，どの学級・部活動等でも起こりうる」などを具体的に取り上げた道徳の学習の実施
- ・地域性を利用した活動とそこに内在する「命の大切さ」「思いやりと友情」を気付かせる学習の実施

ウ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学校行事を通した人間関係づくり
- ・地域の活動を通した人間関係づくり
- ・部活動を通した人間関係づくり
- ・学活や総合的な学習の時間を通して自他の生命を尊重する活動の推進

エ 生徒が自主的に行う活動の充実

- ・「いじめは絶対に許されない」という環境づくり
- ・「いじめは卑怯な行為である」という心の育成
- ・いじめ防止活動，スローガンの作成，ポスターの作成
- ・縦割り活動におけるピアサポート体制づくり
- ・生徒会活動，委員会活動，学級活動，部活動での望ましい人間関係の育成
- ・協力して問題解決できる力の育成

オ 生徒へのはたらきかけ

- ・学級通信，学年通信において，啓発記事の作成と発信
- ・非行防止教室の実施，指導

カ 保護者の啓発

- ・学校説明会での発信
- ・保護者参観日での発信
- ・オープンキャンパスの実施
- ・PTAの集会等での発信

キ その他

- ・いじめについてのアンケートの集約とそこからの結果・分析の実施
- ・Q-U調査の活用

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を共有、分析し、速やかに対応策を検討する。

イ 生徒に対する定期的な調査

① アンケートの実施

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

② 教育相談の実施

- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜、支援・指導を行う。

ウ その他

- ・登校時間、休み時間、掃除時間、部活時間、下校時間など生徒観察ができる体制づくりを行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

① 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

- ・いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行う。
- ・いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。
- ・事実確認は、該当する生徒はもとより周囲の生徒からも聴き取りを行う。
- ・場合によっては、広範囲の生徒にアンケートを行う。
- ・聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
- ・取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。

② いじめを受けた児童生徒の保護・支援等

- ・確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。
- ・保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめを受けた児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・いじめを訴えた生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることもあり、一場面だけではなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

③ いじめを行った生徒、保護者等への指導等

- ・組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。
- ・生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する
- ・いじめを行った生徒への指導の際、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする「排除の理論」を持ち出し、いじめを受けた生徒の側にいじめの原因となる何らかの状況等があるとして、いじめを行った生徒が自らの言動に理由や正当性があるかのように述べることもあるが、いかなる主観的な理由があろうともいじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する。
- ・生徒が遊び感覚でいたり、何気ない冷やかしか、悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合、当該生徒の言動によって他者がどのような受け止めをするか、どのような思いをするかについて丁寧に説明する。
- ・認知に関する発達特性に留意が必要な生徒の場合は、その特性も踏まえた対処をおこなう。
- ・情報の共有を平素の会議や研修等において共有する。
- ・客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押付けとならないことに留意する。

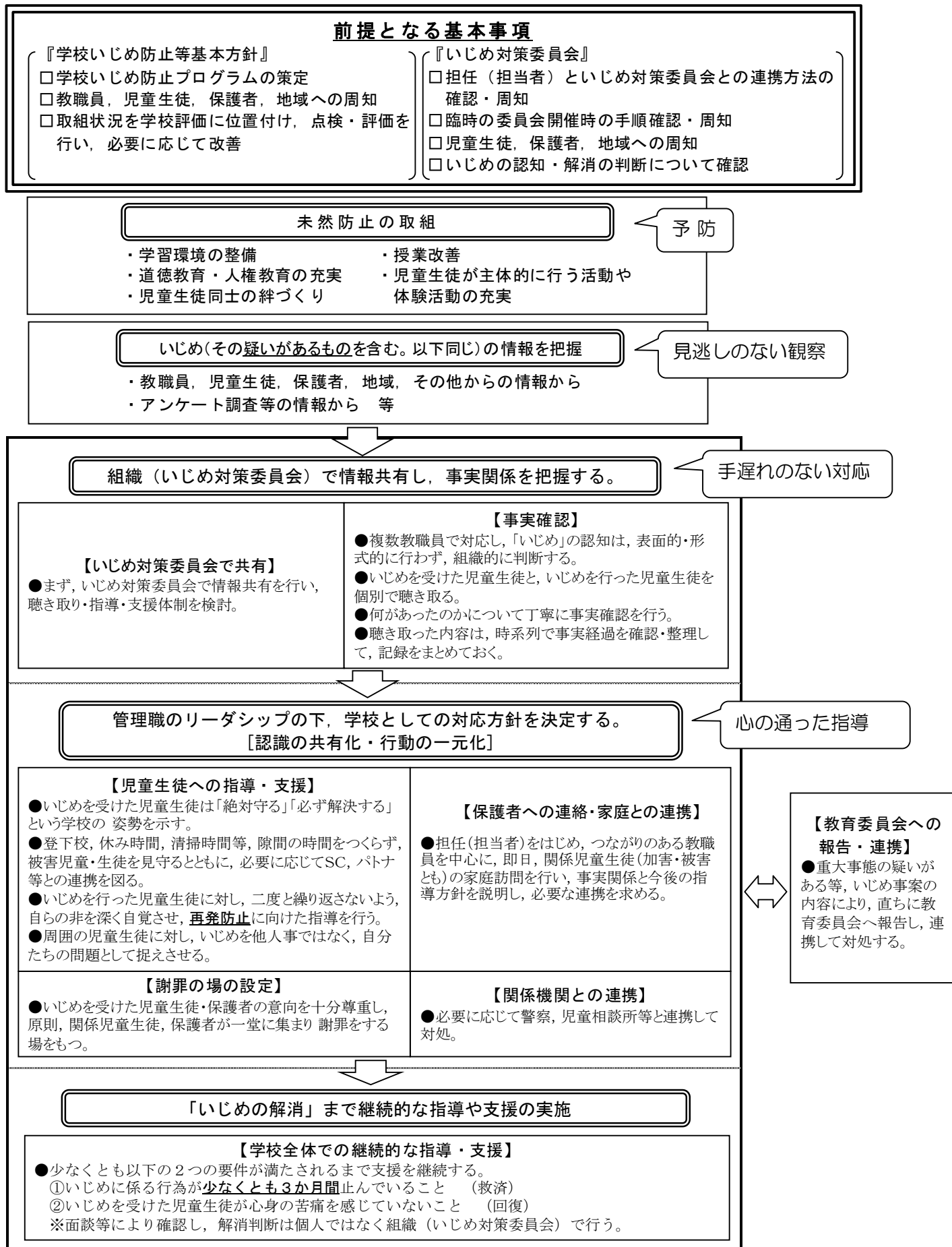
④ 周囲の児童生徒への指導等

- ・いじめに直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置すること、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

⑤ 教育委員会への報告、警察との連携

- ・いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会や警察から必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として捉えるべき事案や生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案があることを留意する。
- ・上記のようなおそれがある事案の場合、教育委員会に直ちに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対処する。
- ・緊急性が高くないと思われる事案についても、その内容によっては警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

昨今の状況として、スマートフォンやインターネットに関わる子どもの問題行動が増加傾向にあるが、いじめについてもSNSを通じて行われるものが目立ってきており、憂慮すべき状況である。SNSは、以前には想像し得なかったコミュニケーションツールであり、また、新しい機能を持つスマートフォンやシステム、アプリケーションソフトが次々と提供される現状がある。特に、インターネット等によるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼし、時として、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為を誘発している。さらに、こうした特殊性（発信された情報の高度の流通性、情報発信者の匿名性、一部のものだけしか参加できない閉鎖性等）や危険性の他、実際に会って話をするコミュニケーションの量的な不足や、自分の思いをうまく伝えられないコミュニケーションの質的な弱まりという言わば負の産物を生みだしている。これらを踏まえて以下の指導を行うこととする。

- ・情報モラルを身に付けさせる指導を行う。
- ・インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ・SNS内でのいじめ等の問題行動の理解をさせる。
- ・SNS内でのいじめ等の問題行動の対応の研修の実施を行う。
- ・保護者への情報発信と啓発を行う。
- ・学校運営協議会やPTAの会合、地域生徒指導連絡協議会での発信と啓発を行う。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいることいじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

※教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

※ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え設定するものとする。

- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上の取組

ア 基本的な考え方

- ・生徒指導体制の見直し
- ・未然防止対策の徹底
- ・報告、連絡、相談の連携と即行動できる教職員体制の構築とその改善
- ・生徒、保護者が相談しやすい雰囲気づくり
- ・教職員研修の実施と一人一人のいじめに対する意識向上の対策
- ・研修会、検討会の開催（より確かな人権感覚を磨く）

イ 研修の時期・内容等

- ・定期的な「いじめ対策委員会」「生徒指導対策委員会」の実施
- ・Q-U調査の学年会での分析による学級集団の把握と個々への対応策の検討

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・学校運営委員会、地域生徒指導連絡協議会、PTAと連絡会を持ち、情報を共有する。
- ・児童相談所、警察、教育委員会（生徒指導課）と連絡会を持ち、情報を共有し、適切な対応ができる体制を作る。

5 重大事態への対応

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められるが、万一、重大態が発生した場合には、次のとおり対応するとともに、その再発の防止等のため必要な措置を行うこととする。

(1) 基本的な考え方

- ・京都市教育委員会や関係機関への正確かつ速やかな連絡・連携、対応の協議に努める。
- ・個人情報が出漏れないように細心の注意を払う。
- ・被害生徒の保護を最優先に考える。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談を行う。また、協議することで方向性を決める。
- ・学校主導で行う場合、調査組織をつくり、事実関係を明確に調査し記録する。
- ・被害生徒、保護者に対して必要に応じた情報提供をする。
- ・調査結果をしっかりと踏まえ、適切かつ必要な処置をする。
- ・京都市教育委員会、関係機関に調査結果を連絡する。
- ・同種の事態発生防止の取組を推進する。
- ・京都市教育委員会主導で行う場合、指示のもと資料の提出、調査の協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 ◇不登校対策委員会① ◇生徒指導対策委員会① ◆学級経営に関する研修会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」	・入学式 ・学級開き ・対面式 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・生徒会オリエンテーション ・部活動紹介 ・学級目標決め ・修学旅行取組 ・家庭訪問	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・学校評議会① ・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◇不登校対策委員会② ◇生徒指導対策委員会② ◆人権教育方針研修会 ◆嵯峨地域生徒指導連絡協議会 ◇小中連絡会 ◇学校運営協議会	・家庭訪問 ・憲法月間の講話「いじめの問題」について ・生徒会集会 ・嵯峨祭 生き方探究チャレンジ 体験学習(2年)	・Q-U調査の実施 ・第1回クラスマネジメントシートの実施 ・前期教育相談	・ 土曜参観（公開道徳授業） ・家庭訪問週間 ・京都嵯峨学園の年間行事予定作成・配付 ・嵯峨地域生徒指導連絡協議会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」アンケートの実施に向けて ◇不登校対策委員会③ ◆生徒指導対策委員会③ ◇地生連役員会 ◇京都嵯峨学園運営協議会 ◆京都嵯峨学園小中連携合同授業研修会 ◇人権学活についての研修 ◇障害の特性と支援について ◆Q-U式学級集団づくりについての研修	・前期人権学活 ・大堰川水草取り ・ 体育大会	・いじめに関するアンケートの実施 ・第1回記名式いじめアンケートの学年集約と共有	・PTA 総会 ・京都嵯峨学園運営協議会①
7	◇いじめ対策委員会④ ◇不登校対策委員会④ ◇生徒指導対策委員会④ 「夏季休業中の生活について」 ◆支援を必要とする生徒についての研修 ◆K13 法による研修会	・地生連役員会 ・非行防止教室(1年)(2年) ・生徒総会 ・学年集会 「夏季休業を迎えるにあたっての心構え」	・保護者アンケート	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◇不登校対策委員会⑤ ◇生徒指導対策委員会⑤ 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆京都嵯峨学園夏季小中合同研修会① 「いじめ問題について協議、連携を深める」 ◆校内研修（情報交換） 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆情報モラル研修 ◆右京支部授業研修会	・夏季集中講座 ・ふりかえりスタディー ・人権作文コンテスト	・K13 法による研修 ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・3学区地域パトロール

9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」 ◇不登校対策委員会⑥ ◇生徒指導対策委員会⑥ ◇学校運営協議会部会	・嵯峨中パレード	・K13 法による研修	
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した研修の実施」 ◇不登校対策委員会⑦ ◇生徒指導対策委員会⑦ ◆スクールカウンセラーによる研修	・嵯峨中フェスタ ・斎宮行列 ・合唱コンクール ・修学旅行(3年)	・後期教育相談 ・第2回記名式アンケートの実施, 学年集約と共有②	・3年生三者懇談会 ・学校評価の実施 ・学校運営協議会 ・学校評議会②
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」 ◇不登校対策委員会⑧ ◇生徒指導対策委員会⑧ ◆後期人権学活について ◆京都嵯峨学園小中連携合同授業研修会②	・後期人権学活 ・愛宕登山競走 ・生徒会本部役員選挙 ・中高連携授業 ・少補スポーツ大会 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・Q-U調査の実施 ・生徒会アンケート	
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◇不登校対策委員会⑨ ◇生徒指導対策委員会⑨ ◇地生連役員会	・薬物乱用防止教室 ・新入生中学校体験 ・嵐山フィールドワーク ・小学校6年生の中学校体験	・K13 法による事後研修 ・保護者アンケート	・三者懇談会 ・新入生保護者説明会 ・新入生保護者説明会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◇不登校対策委員会⑩ ◇生徒指導対策委員会⑩	・嵐山フィールドワーク発表会 ・非行防止教室		・京都嵯峨学園に対する評価のためのアンケート実施
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◇不登校対策委員会⑪ ◇生徒指導対策委員会⑪ ◇京都嵯峨学園運営協議会 ◇いじめ防止基本方針等の検証 ◇学校運営協議会	・百人一首大会 ・科学センター学習	・第2回クラスマネジメント調査の実施 ・京都嵯峨学園アンケート	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」 ◇不登校対策委員会⑫ ◇生徒指導対策委員会⑫ ◇いじめ防止についての年間反省 ◇次年度の年間計画の作成と送り事項	・球技大会 ・三年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・PTA 総会 ・京都嵯峨学園運営協議会②